

第36回成田市農業委員会総会議事録

令和8年6月9日

成 田 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和8年6月9日（火）
午後1時30分から午後3時45分

2. 開催場所 成田市役所 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 18名

議長 諏訪 恵 昨

1番	木村 知子	9番	諏訪 和恵
2番	大竹 卓	10番	森川 光江
3番	宮城 敏彦	11番	矢崎 光二
4番	田中 敏雄	12番	萩原 孝次
5番	浅井 弘一	15番	宇井 甲司郎
6番	京相 稔	16番	泉水 厚子
7番	加藤 茂	18番	坂田 一郎
8番	渡邊 義行	19番	湯浅 恵介

5. 欠席委員

13番 小川 美智子 17番 藤崎 明

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（令和8年6月）について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

振 興 係 長	山 倉 隆 宏
農 地 係 長	椎 名 俊 亮
主 査	緒 方 勤
主 査	椎 名 高 史

8. 傍聴人

なし

○議長（諏訪会長） 本日は、小川委員、藤崎委員が欠席となります。従いまして、本日の出席委員は17名となります。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、第36回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

○議長 議案の審議に先立ちまして、5月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、2番 大竹 卓 委員、3番 宮城 敏彦 委員 の両名を指名いたします。また、書記に 椎名 農地係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（令和8年6月）について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案4件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（山倉係長の挙手あり）

○議長 山倉係長

○山倉係長 議案集3ページをお開き願います。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で4件の申請がございました。

①売買でございます。3件の申請がございました。

1番、美郷台2丁目にお住いの譲受人が、印旛郡 栄町にお住いの譲渡人が所有する、長沼の田2筆、合計2,042㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「譲渡人の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「自ら耕作することが困難であるため」というもので、総会資料1ページに案内図がございました。

2番、名木にお住いの譲受人が、青山にお住いの譲渡人が所有する、名木の畑1筆、213㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「譲渡人の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で耕作することが困難であるため」というもので、総会資料2ページに案内図がございました。

議案集4ページでございます。3番、西大須賀にお住いの譲受人が、高岡にお住いの譲渡人が所有する、高岡の田及び畑の2筆、合計180.64㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「譲渡人の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「農業に従事しないため」というもので、総会資料3ページに案内図がございました。

②使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、公津の杜二丁目にお住いの借受人が、小浮にお住いの貸付人が所有する小浮の田4筆、合計7,957㎡に、使用貸借権を設定したいという申請でございます。

借受人の事由は「父から農業経営を引き継ぐため」というもので、借り受け後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。貸付人の事由は、「子に農業経営を引き継ぐため」というもので、総会資料4ページに案内図がございました。

以上で「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(椎名主査の挙手あり)

○議長 椎名主査

○椎名主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、田2筆を取得し、「れんこん」を作付したいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じな

いと思われます。以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。以上でございます。

3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑1筆を取得し、「大根・きゅうり・茄子」を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。以上でございます。

3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、田1筆及び畑1筆を取得し、「柿・梅」を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。
(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 去る6月4日、午後1時から、成田市役所6階 大会議室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。

農業委員 7 名、農地利用最適化推進委員 3 名、合計 10 名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第 3 条の許可申請案件については写真による確認、農地法第 4 条及び第 5 条の許可申請案件については、現地確認を行いました。

議案第 1 号、農地法第 3 条 ①売買の 1 番につきましては、申請地は、豊住駐在所の南東、市道北 羽鳥 1 号線の東側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の 1 番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の 1 番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第 3 条、①売買の 1 番は可決されました。

○議長 続きまして、①売買の 2 番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第 1 号、農地法第 3 条 ①売買の 2 番につきましては、申請地は、ネクスト名木小の北、市道高青山旧県道線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「申請地に碎石を敷くことは可能か。」との質問があり、事務局からは「許可基準第 1 号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作する」に反するため、認められません。但し、別の農地を耕作するために進入路として使用する必要がある際には、必要最小限の面積で農地に碎石等を敷くことが認められる場合もありますので、事務局に相談してください。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の 2 番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の 2 番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手多数でございます。よって、農地法第 3 条、①売買の 2 番は可決されました。

○議長 続きまして、①売買の 3 番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第 1 号、農地法第 3 条 ①売買の 3 番につきましては、申請地は、下総公民館の北西、市道猿山間敷線の北側に位置する農地で、草刈管理がされ更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の３番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の３番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手多数でございます。よって、農地法第３条、①売買の３番は可決されました。

○議長 次に、②使用貸借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(椎名主査の挙手あり)

○議長 椎名主査

○椎名主査 ３条②使用貸借権の設定の１番につきましては、本年３月に新規就農で面接をされた方です。提出されました許可申請書及び添付書類等を事前に調査しましたところ、許可基準第１号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われる。

許可基準第４号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間１５０日以上であり、要件を満たしていると思われます。

許可基準第６号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の１番は、田４筆を借り受け、「水稻」を作付したいという営農計画です。

権利の設定後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

以上のことから使用貸借権の設定の１番は、農地法第３条第２項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。以上でございます。

○議長 続きまして、②使用貸借権の設定の１番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条 ②使用貸借権の設定の１番につきましては、申請地は、小浮コミュニティセンターの南、市道大和田追越小浮線の西側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の１番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手多数でございます。よって、農地法第3条、②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

○議長 以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(山倉係長の挙手あり)

○議長 山倉係長

○山倉係長 恐れ入りますが、議案集5ページをお開き願います。

「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。1件の申請がございました。

1番、川上にお住いの申請人が、川上の畑1筆、1,783㎡のうち、930.66㎡を「貸駐車場 普通車17台分の用地として転用したい」という申請でございます。総会資料5ページに案内図、6ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、議案第2号、農地法第4条の1番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 4条の1番です。農地の区分は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、「周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であることから、例外的に許可できる場合に該当します。

なお、令和8年3月2日付けの公告により、農業振興地域整備計画の農用地区域からは除外されております。

転用目的は、貸駐車場（普通車17台）用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、事業費を上回る資金が確認できましたので、問題はないと思われます。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年8月1日着手、令和8年10月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、930.66㎡の敷地に、普通車17台の駐車場を設ける計画です。通路兼旋回場及び雨水地下浸透池等を差し引いた駐車スペースは、約510㎡で、1台当たりの面積が約30㎡となることから、駐車場への転用面積基準である「普通車1台当たり25から30㎡」に該当するため、本計画は妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は敷地内に雨水地下浸透池を設置し、敷地内浸透とします。生活雑排水は、発生しません。

農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第4条の1番につきましては、申請地は、グリーンウォーターパークの南、県道横芝下総線の西側に位置する農地で、現状は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第2号、農地法第4条の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第4条の1番は可決されました。

○議長 以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。
事務局より説明をお願いします。

(山倉係長の挙手あり)

○議長 山倉係長

○山倉係長 恐れ入りますが、議案集6ページお開き願います。

「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。全体で12件の申請がございました。

①売買は、8件の申請がございました。

1 番、西大須賀にお住いの譲受人が、高岡にお住まいの譲渡人が所有する高岡の田及び畑2筆、合計437㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料7ページに案内図、8ページに公図の写しがございます。

2 番、西大須賀にお住いの譲受人が、大和田にお住まいの譲渡人が所有する、大和田の畑1筆、21㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料9ページに案内図、10ページに公図の写しがございます。

3 番、譲受人である東京都台東区の法人が、市原市にお住まいの譲渡人が所有する、松子の畑1筆、1,020㎡を売買により取得し、「太陽光発電設備用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料11ページに案内図、12ページに公図の写しがございます

議案集7ページをお開き願います。4 番、譲受人である神奈川県相模原市の法人が、譲渡人である桜田の法人が所有する、前林の現況、畑2筆、合計1,169㎡を売買により取得し、「太陽光発電施設用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料13ページに案内図、14ページに公図の写しがございます

5 番、譲受人である匝瑳市の法人が、奈土にお住まいの譲渡人が所有する、奈土の畑1筆、5,018㎡を売買により取得し、「太陽光発電 施設用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料15ページに案内図、16ページに公図の写しがございます

6 番、譲受人である桜田の法人が、橋賀台1丁目にお住まいの譲渡人が所有する、伊能の畑2筆、合計572㎡を売買により取得し、「共同住宅用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料17ページに案内図、18ページに公図の写しがございます

7 番、四谷にお住いの譲受人が、猿山にお住まいの譲渡人が所有する、猿山の畑1筆、862㎡を売買により取得し、「農家住宅用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料19ページに案内図、20ページに公図の写しがございます。

続きまして、議案集8ページをご覧ください。8 番、譲受人である台方の法人が、台方にお住まいの譲渡人が所有する、台方の畑1筆1,825㎡のうち、130.01㎡を売買により取得し、「駐車場（普通4台、大型4台）用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料21ページに案内図、22ページに公図の写しがございます。

続きまして、②使用貸借権の設定でございます。1 件の申請がございました。

1 番、借受人である成田市長が、貸付人である古込の法人が所有する、駒井野の畑2筆、合計2,435㎡に使用貸借権を設定し、資材置場用地として、令和9年2月28日まで一時転用したいという申請でございます。総会資料23ページに案内図、24ページに公図の写しがございます。

議案集9ページをお開きください。③賃借権の設定でございます。許可後の計画変更承認で3件の申請がございました。

1番及び2番ですが、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括してご説明いたします。

賃借人である東京都品川区の法人が、1番が吉倉にお住いの賃貸人が所有する吉倉の田1筆1,278㎡を、2番が賃貸人である市川市の法人が所有する、吉倉の田1筆、198㎡を、「東関東自動車道吉倉高架橋耐震補強工事に伴う資材置場用地」として、令和9年12月25日まで、一時転用期間を延長したいという申請でございます。総会資料25ページに案内図、26ページに公図の写しがございます。

3番、賃借人である東京都中央区の法人が、八千代市及び東和田にお住いの賃貸人2名が共有で所有する川上の畑1筆913㎡を、「首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う資材置場用地」として、令和8年9月30日まで、一時転用期間を延長したいという申請でございます。総会資料27ページに案内図、28ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条、①売買の1番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。資力及び信用については、申請が航空機騒音区域からの移転であることから、成田国際空港株式会社からの資金証明書が添付されており、事業費を上回る金額が確認できましたので、問題はないと思われます。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年8月1日に着手、令和9年2月15日完了の予定です。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、高岡1713番4の宅地61.85㎡につきましては、すでに購入契約済みとのことから、問題ないと思われます。

計画面積の妥当性については、498.95㎡(宅地を含む)の敷地に、建築面積約163.13㎡の専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500㎡の範囲内であることから妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水は、敷地内浸透で処理する計画です。

活雑排水については、合併処理浄化槽で処理し、処理水を蒸発散装置により敷地内で処理する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の1番につきましては、申請地は、JR滑河駅の東、市道猿山間敷線の北側に位置する農地で、草刈管理がされ更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(大竹委員の挙手あり)

○議長 大竹委員

○大竹委員 進入路の区分について教えてください。

(椎名係長の挙手あり)

○議長 椎名係長

○椎名係長 進入路の区分でございますが、私道となります。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手多数でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

○議長 続きまして、農地法第5条、①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の2番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。資力及び信用については、申請が航空機騒音区域からの移転

であることから、成田国際空港株式会社からの資金証明書が添付されており、事業費を上回る金額が確認できましたので、問題はないと思われます。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年7月15日に着手、令和8年12月15日完了の予定です。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、大和田410番1の宅地252.99㎡、及び 大和田409番の原野17㎡につきましては、購入の予約済みとことから問題はないと思われます。

計画面積の妥当性については、290.99㎡の敷地に、建築面積約66.24㎡の専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500㎡の範囲内であることから妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水は、敷地内浸透で処理する計画です。

生活雑排水については、合併処理浄化槽で処理し、処理水を道路側溝に放流する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます

○議長 次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の2番につきましては、申請地は、高岡運動施設の東、県道成田下総線の南側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手多数でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の2番は、可決されました。

○議長 続きまして、農地法第5条、①売買の3番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の3番です。農地の区分は、申請地からおおむね300m以内に、本市の大栄支所があることから、第3種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電設備用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、事業費を上回る資金が確認できましたので、問題はないと思われます。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年7月10日着手、令和8年8月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、1,020㎡の敷地に、約2.7㎡の太陽光パネルを176枚設置する計画です。

周辺農地の営農への支障について、雨水は敷地内浸透とし、境界から十分にセットバックを取ることにより、周辺の農地に配慮します。また、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の3番につきましては、申請地は、大栄支所の北西、国道51号線の北側に位置する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。審査の中で委員より、「太陽光発電設備用地への転用に対し、隣接農地の所有者が反対することはできるのか。また、太陽光発電設備の事業年数は何年間か。事業終了後に更地に戻す必要はないのか」との質問があり、事務局からは「申請者による隣接農地の所有者又は耕作者への説明義務はありますが、同意を得ないと許可されないと言う事はありません。また、今回の申請は所有権移転に伴う恒久転用になりますので、事業をいつまで継続するかは、事業者の判断になります。事業を終了した際の対応についても、土地の所有者である事業者の判断で、責任を持って対応していただくことになります。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条 ①売買の3番は、可決されま

した。

○議長 続きまして、農地法第5条、①売買の4番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の4番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、事業費を上回る残高が確認できましたので、問題はないと思われます。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年7月15日着手、令和8年7月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、1, 120㎡の敷地に、約2.7㎡の太陽光パネルを168枚設置し、49㎡を進路として使用する計画です。

周辺農地の営農への支障について、雨水は敷地内浸透とし、境界から十分にセットバックをとることにより、周辺の農地に配慮します。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の4番につきましては、申請地は、旧前林小学校の西、市道宿ノ台中央線の東側に位置する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(坂田委員の挙手あり)

○議長 坂田委員

○坂田委員 登記簿上の地目が山林並びに雑種地ですが、農地台帳、現況用途が畑のため、5条の手続きを行ったものでしょうか

(椎名係長の挙手あり)

○議長 椎名係長

○**椎名係長** 農地台帳において現況が農地となっていることから、農地法5条の規定が適用されるものであります。

○**議長** その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○**議長** 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の4番は、可決されました。

○**議長** 続きまして、農地法第5条、①売買の5番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○**議長** 緒方主査

○**緒方主査** 5条①売買の5番です。農地の区分は、令和7年6月11日付の公告により、成田市農業振興地域整備計画の農用地区域から除外されており、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、事業費を上回る残高が確認できましたので、問題はないと思われます。

申請の用途に供することの確実性については、令和9年2月1日着手、令和9年6月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、5,018㎡の敷地に、約2.8㎡の太陽光パネルを940枚設置する計画です。

周辺農地の営農への支障について、雨水は敷地内浸透とします。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○**議長** 次に、①売買の5番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○**議長** 湯浅小委員長

○**小委員長** 議案第3号、農地法第5条 ①売買の5番につきましては、申請地は、奈土公民館の北西、県道郡停車場大須賀線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条 ①売買の5番は、可決されました。

○議長 続きまして、農地法第5条、①売買の6番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の6番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、共同住宅用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、事業費を上回る残高が確認できましたので、問題はないと思われます。

申請の用途に供することの確実性については、許可後、速やかに着工する予定です。

計画面積の妥当性については、572㎡の敷地に、建築面積113.08㎡の木造2階建て共同住宅と、居住者用の駐車スペース（普通8台）を設ける計画です。

周辺農地の営農への支障について、雨水は道路側溝に放流します。生活雑排水については、合併処理浄化槽で処理し、処理水を道路側溝に放流する計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます

○議長 次に、①売買の6番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の6番につきましては、申請地は、大栄みらい学園の南東、市道伊能赤池線の西側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の6番は、可決されました。

○議長 続きまして、農地法第5条、①売買の7番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の7番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当します。

転用目的は、農家住宅用地です。資力及び信用については、申請が航空機騒音区域からの移転であることから、成田国際空港株式会社からの資金証明書が添付されており、事業費を上回る金額が確認できましたので、問題はないと思われます。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年7月3日に着手、令和8年10月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、証明862㎡の敷地に、住居2棟、農業用倉庫並びに農作業場を設ける計画であり、農家住宅の上限である、おおむね1,000㎡の範囲内であることから妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水は、敷地内浸透で処理する計画です。

生活雑排水については、合併処理浄化槽で処理し、処理水を道路側溝へ放流する計画です。

農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の7番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の7番につきましては、申請地は、下総公民館の西、市道高岡猿山線の西側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の7番は、可決されました。

○議長 続きまして、農地法第5条、①売買の8番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①売買の8番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地であったため、令和8年3月3日公告により除外済みです。それにより、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、駐車場（普通車4台、大型車4台）用地です。資力及び信用についてですが、市道の拡幅工事による影響であり、土地代金に関しては譲受人が負担し、工事費用に関しては市が負担することとなっており、土地代金分は残高証明書が添付されており、残高が上回っているため問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和9年3月31日完了の予定です。計画面積の妥当性について、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障については、土砂の流出防止については、周囲をフェンスで囲い、砂利敷きとする計画であり、雨水は事業区域内の自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の8番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の8番につきましては、申請地は、台方公民館の西、国道464号線の西側に位置する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の8番を採決いたします。

本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の8番は、可決されました。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条②使用貸借権の設定の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、水道事業管路敷設工事に伴う資材置場用地です。

資力及び信用についてですが、事業計画としましては、一部砂利敷とする場所には鉄板養生を行い、その他については、現状のまま使用する計画です。信用については、市が発注する工事にあたり資材置場を設ける計画であり、問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年7月1日着手、令和9年2月28日完了の予定です。

計画面積の妥当性について、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障については、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、一部鉄板を敷きますが、事業区域内の自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、空の駅さくら館の南、市道南三里塚駒井野線の西側に位置する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

○議長 次に、③賃借権の設定の1番及び2番、許可後の計画変更承認につきましては、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので、一括して審議いたします。それでは、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条③賃借権の設定（許可後の計画変更承認）の1番及び2番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、東関東自動車道吉倉高架橋耐震補強工事に伴う資材置場用地です。計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農地等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われま。

資力及び信用については、新たな事業費は発生しないため、問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、現在、東関東自動車道吉倉高架橋耐震補強工事に伴う資材置場用地として使用中です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は近くの水路へ誘導する計画です。なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の1番及び2番、許可後の計画変更承認について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条③賃借権の設定の1番及び2番 許可後の計画変更承認につきましては、申請地は、吉倉共同利用施設の南、市道東関道側道川栗吉倉線の北側に位置する農地で、現況は資材置場として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③賃借権の設定の1番及び2番、許可後の計画変更承認に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案2件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番及び2番、許可後の計画変更承認を一括して採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、③賃借権の設定の1番及び2番、許可後の計画変更承認は、可決されました。

○議長 続きまして、③賃借権の設定の3番、許可後の計画変更承認について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方 主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条③賃借権の設定（許可後の計画変更）の3番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、圏央道建設工事に係る駐車場及び資材置場用地です。

計画変更の審査基準への適合状況については、事業計画の変更が故意や重大な過失によるものでなく、やむを得ない理由によるものと認められること。事業計画に従って実施されることが確実であること。周辺農地等に及ぼす影響が、変更前に比べて増加しないこと。という要件をすべて満たしていると思われます。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、現在、圏央道建設工事に係る駐車場及び資材置場として使用中です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は敷地内浸透とする計画です。なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の3番、許可後の計画変更承認について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ③賃借権の設定の3番 許可後の計画変更承認につきましては、申請地は、グリーンウォーターパークの西、市道川上2号線の東及び北側に位置する農地で、現況は申請どおり資材置場及び駐車場用地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の3番、許可後の計画変更承認を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、③賃借権の設定の3番、許可後の計画変更承認は可決されました。

○議長 以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 それでは、議案第4号、農用地 利用集積等 促進計画案(令和8年6月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(山倉係長の挙手あり)

○議長 山倉係長

○山倉係長 恐れ入りますが、議案集10ページをお開き願います。

「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(令和8年6月)について」でございます。

成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、11ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、13ページ、14ページに記載しております総括表により、ご説明させていただきます。なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、15ページから22ページをご覧くださいと思います。

それでは、議案集13ページをお開き願います。1-1. 促進計画一括方式による利用権設定でございます。合計面積は111,481.57㎡で、うち、田が55筆、14件、85,654㎡、畑が9筆、4件、25,827.57㎡、でございます。

新規及び更新の内訳につきましては、新規設定が、契約面積30,454㎡、田が、17筆、5件、25,287㎡、畑が、4筆、2件、5,167㎡でございます。

再設定は、契約面積81,027.57㎡、田が、38筆、11件、60,367㎡、畑が、5筆、3件、20,660.57㎡でございます。

続きまして13ページ中段になります1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集18ページから20ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

議案集14ページをご覧くださいと存じます。2. 再配分の転貸でございます。合計の契約面積は42,732.61㎡、田51筆11件で、詳細につきましては、議案集21ページ、22ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（令和8年6月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（湯浅小委員長の挙手あり）

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第4号、農用地利用集積等促進計画案（令和8年6月）につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案（令和8年6月）について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

○議長 以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(山倉係長の挙手あり)

○議長 山倉係長

○山倉係長 恐れ入りますが、議案集23ページをお開き願います。

「報告第1号 専決処分について」でございます。

成田市農業委員会 事務局 処務規程 第7条第1項の規定により、専決処分をしましたので、ご報告させていただきます。

議案集24ページをご覧ください。「①農地法第3条の3の規定による届出」でございます。4件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集26ページでございます。「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用 届出」でございます。2件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集27ページにお開き願います。「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用 届出」でございます。4件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集29ページをお開き願います。「④転用事実 確認証明」でございます。5条で1件の証明願がございました。

この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号 専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第1号 専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(山倉係長の挙手あり)

○議長 山倉係長

○山倉係長 恐れ入りますが、議案集30ページをご覧ください。

「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。45件の通知がございました。

賃借人及び貸借人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、委員より、「解約の通知を出してから、実際に解約の効力が発揮するまで、事務局の手続きにどのくらいの期間がかかるのか。」との質問があり、事務局からは「通知を受理した時点で、解約の効力は認められます。」との回答がありました。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(山倉係長の挙手あり)

○議長 山倉係長

○山倉係長 恐れ入りますが、議案集の40ページをお開き願います。

「報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。

全体で1件の届出がございました。

①農地法施行規則第53条第5号の規定による届出で、公共事業の施行に伴う廃土(はいど)処理が1件でございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(山倉係長の挙手あり)

○議長 山倉係長

○山倉係長 それでは、議案集41ページをお開き願います。

「報告第4号 農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、成田出張所より4件、香取支局より4件、合計8件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告させていただきます。

以上で「報告第4号 農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第4号、農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第36回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時45分)